

緊急事態宣言の再発出を受けた本会の新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について  
(第7報)

一般社団法人 日本非破壊検査協会  
会長 阪上 隆英

平素は当協会の諸活動にご協力をいただき誠にありがとうございます。

令和3年1月13日、政府は東京、神奈川、埼玉、千葉に加え、栃木、愛知、岐阜、大阪、京都、兵庫、福岡の7府県にも、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を発出しました。都市部を中心に感染者数の急激な増加が続いている状況において、感染機会を減らすための取り組みが要請されております。

当協会では、緊急事態宣言発出下における協会運営ならびに行事開催の方針といたしまして、先般お知らせいたしました第6報のものを継続実施させていただくことにいたしました。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況の変化により、新たな政府・地方自治体等からの指導や要請が出された場合には、変更することがあります。詳細については、当協会ホームページでご確認ください。

関係の皆様には、再びご不便をおかけすることになりますが、ご理解とご協力の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 1. 学術活動

開催予定の学術部門講演会・シンポジウム・委員会については、インターネットによるオンライン開催とします。

#### 2. 講習会及び資格試験・認証事業に関する基本方針

非破壊試験は社会インフラの安全・安心を維持するために必須となる重要な技術であり、これに関わる技術者を継続的に育成・認証することは、社会に対する当協会の重要な責務であります。従ってこれらに関わる行事は「不要・不急」には当たらないと認識しております。そこで、講習会及び資格試験・認証については、感染防止、感染拡大防止の観点から出来得る限りの対策を徹底した上で実施する予定です。

#### 3. 事務局機能

緊急事態宣言の発出により、首都圏の諸団体には職員のテレワーク率を一定割合に引き上げるように要請されています。当協会においては、職員の行動指針を定めるとともに、一部在宅勤務を指示しております。これによって事務局業務の一部中断、遅延が発生することがあります。各種お問い合わせやテキスト・試験片頒布に対して、直ちに対応できないこと、試験及び認証関係の通知等の発送や機関誌の発刊に遅延が発生することが考えられますが、ご理解・ご了承をお願い申し上げます。

#### 【各事業及び事務局機能における感染防止対策についての概要】

##### 【教育・講習会】

開催予定の講習会については、感染拡大防止対策を徹底した上で実施します。ただし、座学講習会については、オンライン講習会も導入しています。

- ・ 当協会 HP「教育活動・講習会」[「COVID-19 感染予防のための当協会講習会事業の対応について」](#)

##### 【資格試験・認証】

開催予定の試験等の認証関係行事については、感染拡大防止対策を徹底した上で実施します。

- ・ 当協会 HP「資格試験」[「新型コロナウイルス感染症等への対応について」](#)